

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## 相続税の物納制度の見直し

**Q** : 今年度は、相続税の物納制度が見直しされるように聞いていますが、どのように改正されるのですか？

**A** : 物納許可基準の見直しと物納財産の処分の見直しが検討されるようです。

### 【解説】

相続税の物納については、以前から改正が望まれてきたところですが、本年度には見直しが行われるようです。

見直しは、物納許可基準と物納財産の処分の2方向から行われます。

#### ① 物納許可基準の見直し

政府税制調査会の報告によると、論点は次の3つで、18年度改正で手当てするとしています。

- ・ 明確な許可基準とそれを補完する措置
- ・ 物納申請から許可までの期間
- ・ 不要財産を優先的に申請する点

#### ② 物納財産の処分

現在では、「崖地や地形狭長な土地等で、単独には通常の用途に供することができない土地」や「無道路地」は管理処分ができないとして物納が認められませんが、これを次のような改正をすることによって、物納した財産を処分しやすくし、物納許可を広げようとする方針です。

- ・ 国有未利用地と隣接地を交換できるようにして売却しやすくする
- ・ 物納された底地と借地権を交換可能として完全所有化できるようにする

